

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化に向けて、秋田県でも制度設計の検討が進められている。秋田県議会に3月に示された第1回目の保険料試算では、12市町村で保険料が引き上がる結果となっている。2回目の試算では、4市村となった。保険料は、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題であるので、払える保険料にすることが必要である。

さらに本年7月26日に示された秋田県国民健康保険運営方針(案)では、市町村の一般会計からの法定外繰入解消などの方向性が示されている。

各市町村には低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史がある。市町村からの法定外繰入の制度をなくせば、これまで低所得者の保険料軽減や市民の健康増進に努力してきた市町村ほど、保険料の大幅な値上げとなるおそれがある。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 事業費納付金・標準保険料試算が公表されたが、2018年度以降も、現在以上に保険料を上げないこと。払える保険料にすること。
2. 一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における独自の権限を侵害しないこと。
3. 国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

平成29年12月18日

秋田県大仙市議会

秋田県知事 佐竹敬久様